

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年3月30日
【会社名】	株式会社メンタルヘルステクノロジーズ
【英訳名】	Mental Health Technologies Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 刀襦 真之介
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂3-16-11 東海赤坂ビル4階
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長である刀禰真之介は、当社グループの財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告にかかる内部統制の評価は、当連結会計年度の末日である2025年12月31日を基準日として行い、評価にあたっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社グループを対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社グループは主に人材サービスを企業・医療機関に提供する業態であり、金額的に重要な設備を有していないため、事業拠点の重要性を判断する指標として、売上高が適していると判断しました。当社グループを対象として行った全社的な内部統制は有効との評価結果を踏まえ、当連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）を指標に、売上高の金額が高い連結子会社である株式会社Avenir、株式会社タスクフォース及び株式会社ヘルスケアDXの事業拠点を「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金、売上原価のうち人件費及び業務委託費支払いに係るプロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しています。具体的には、決算開示プロセス、固定資産の減損プロセス（のれん含む）、法人税等及び税効果の検討プロセス（繰延税金資産の回収可能性検討プロセス含む）、のれん（及び無形固定資産）計上プロセス、債権評価プロセス、関係会社株式評価プロセスであります。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、基準日現在において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

当社は、2026年2月13日開催の当社取締役会において、インクルード株式会社の株式を100%取得し、子会社化することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結いたしました。詳細は、「第5経理の状況、1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項（重要な後発事象）」に記載のとおりであります。

これにより、翌事業年度以降の当社の財務報告に係る内部統制の有効性の評価に重要な影響を及ぼす可能性があります。

5 【特記事項】

該当事項はありません。